

鹿児島県知事 塩田 康一は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

鹿児島県知事 塩田 康一は、内部統制に関する体制の整備及び運用に責任を有しており、鹿児島県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「鹿児島県の内部統制に関する方針」（令和 2 年 3 月 2 日策定、令和 4 年 3 月 7 日改定。以下「県方針」という。）を定め、当該方針に基づき、事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

また、全庁的に共通する事務リスクについて、マニュアルにおいてリスク対応策例を示し、令和 4 年度から対応策の標準化に努めているところです。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

鹿児島県においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、県方針により対象としている「財務に関する事務」、「情報管理に関する事務」、「業務・サービス管理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに基づき評価作業を実施した限り、内部統制制度は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

今回の評価において、内部統制体制を整備した目的を損なうような、制度整備上の重大な不備は把握されておられません。

また、実際に発生した不適切な事項についても、大きな経済的・社会的不利益を生じさせるような、制度運用上の重大な不備は把握されておられません。

しかしながら、重大な不備とまでは言えないものの、支出負担行為等の遅延、物品等の管理不備、業務上の交通事故など、県民生活や県以外の第三者、県の信用等に一定の影響を及ぼす可能性がある事項が発生している状況を把握いたしました。

引き続き、内部統制制度の周知・徹底を行い、制度の適切な運用と事務の適正な執行の確保に努めます。

令和 7 年 8 月 5 日

鹿児島県知事

塩田 康一